

# 15 使用済み小型家電

15-4

- 回収ボックス設置場所の受付時間内に出してください。
- 使用済み小型家電は分解して金属資源を回収し、金属以外の部分は適正に処理されます。

## 対象となるもの

家庭で使用した小型家電製品のうち、特に個人情報保護対策に配慮が必要なもの(写真や文書などデータ保存ができるもの)



無線通信機器  
(スマートフォン・携帯電話等)



電気音響機器  
(オーディオプレーヤー・レコーダー等)



記憶装置  
(ハードディスク・USBメモリー等)



映像用機器  
(デジタルカメラ・HDDレコーダー等)



パーソナルコンピュータ  
(パソコン・タブレット端末等、  
またその部品)



その他  
(ゲーム機、カーナビ等)

| 回収場所      | 受付日   | 受付時間                      |
|-----------|---|---------------------------|
| 田原市役所     | 月曜日から金曜日<br>(祝日・休日・年<br>末年始を除く)                 | 8:30 ~ 17:15              |
| 赤羽根市民センター |   |                           |
| 渥美支所      |   |                           |
| 東部資源化センター | 火曜日から日曜日<br>(月曜日・祝日・<br>年末年始(12/31-<br>1/5)を除く) | 8:30~12:00<br>13:00~16:30 |
| 赤羽根環境センター |   |                           |
| 渥美資源化センター |   |                           |



## 出し方

袋などから出して、回収ボックスへ入れてください。

- 回収ボックスの投入口(縦15cm、横30cm)に入りきらないものは、各資源化・環境センターへ直接搬入してください。



## 出せないもの

- 個人情報を含まない家電製品(炊飯器、ドライヤーなど)
- 電化製品類  
※コンテナに収まらないものは各資源化・環境センターへ
- 家電4品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、エアコン・室外機)
- P17参照

パソコンは従来どおりパソコンリサイクル法に従った処分も行えます。

### 処分方法

- ①各メーカーのパソコン回収受付窓口に電話するか、各メーカーのホームページから回収を申し込む。
- ②リサイクル料金(回収再資源化料金)を支払う。  
※PCリサイクルマークがついているパソコンはリサイクル料金はかかりません。
- ③梱包し、郵便小包でメーカーのリサイクル工場へ送る(郵送料はかかりません)。



お問い合わせは一般社団法人パソコン3R推進協会(TEL:03-5282-7685、HP: <http://www.pc3r.jp/>)へ

ごみステーションに  
出せないごみ

15